

葉山町教育委員会 9 月定例会会議録

- 1 開会年月日 令和 6 年 9 月 2 5 日 (水)
- 2 開会場所 保育園・教育総合センター 会議室
- 3 出席委員 教育長 稲垣一郎
教育長職務代理者 小峰みち子
委員 鈴木伸久
委員 下位勇一
委員 清水衣里
- 4 出席職員 教育部長 虫賀和弘
教育総務課長 武藤達矢
学校教育課長兼教育研究所長 瀧名恵美子
生涯学習課長兼図書館長 守谷悦輝
- 5 議長 教育長 稲垣一郎
- 6 書記 教育部長 虫賀和弘
- 7 開会 午前 1 0 時 0 0 分
- 8 閉会 午前 1 1 時 3 2 分
- 9 次第 日程第 1 前回会議録について (葉山町教育委員会第 1 回臨時会会議録)
(葉山町教育委員会 8 月定例会会議録)
日程第 2 教育長の報告事項について
日程第 3 その他

(開会宣言)

- 教 育 長) ただいまから葉山町教育委員会 9 月定例会を開会いたします。
本会議につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 3 項の規定による定足数に達しておりますので、有効に成立しております。
時刻は 10 時ちょうどでございます。
本日の日程といたしましては、次第のとおりです。
会議次第について、ご異議ございませんか。
- 委員全員) 異議なし。
- 教 育 長) ありがとうございます。ご異議なしと認めます。
なお、会議録作成上、質疑の際は挙手をしていただき、委員の名前を指名した後、発言をしてください。
また、質疑をされるときは、何についての質疑かを言っていただいております。

(前回会議録について)

教 育 長) 日程第1「前回会議録について」を議題といたします。

教育部長、説明をお願いいたします。

教 育 部 長) それでは、8月定例会につきましてご報告いたします。

各委員の皆様には会議録を配付させていただいておりますので、内容については省略させていただきます。

なお、8月定例会は教育長及び教育委員の出席が5名、開会午前10時、閉会午前11時20分でございます。以上です。

教 育 長) ありがとうございます。ご意見、ご異議はございませんか。

委員全員) なし。

教 育 長) ご異議なしと認めます。

以上、前回会議録については、原案のとおり承認されました。

(教育長の報告事項について)

教 育 長) 日程第2「教育長の報告事項について」を議題といたします。

別紙のほうをご覧くださいと、今回は4件ということですが、昨日教頭会議がありましたので、その説明を少しさせていただこうと思っております。

まず、8月23日(金曜日)に湘三管内の教育長会議がございました。これについて報告をさせていただきます。

冒頭、所長から2点話がありました。1点目、新採用の試験、教員採用試験の、試験のこの時点での一定の報告ということがございました。ご承知のとおりで、もう既に6月試験については合格者が出ておりますので、後ほど分かっている部分で学校教育課長からもお話をいただこうと思っておりますが、倍率も非常に低いままという状況がやはり続いています。特に中学校の特定科目、毎年これも申し上げておりますけれども、少数の教員しかいない科目については、本当に人が足りないという状況のまま、これが続いている状況がございます。所長からは、これも県の教育委員会としては言わざるを得ないんだと思っておりますが、言い方は、簡単に言うと、合格をした人間たちを、これからは現場でその伸びしろを見て、学校で育てていくというふうに物の考え方を変えてほしいという言い方をしました。やはり倍率の問題もありますし、なかなかオールマイティーにできる、新採用の子たちが全員が採用になっているというわけではないというところが前提になると思っておりますので、こればかりは葉山も、今年度もそうですが、来年度も新採用来ると思っておりますので、そういう中では、新採用の子たち、経験の浅い子たちがやはり学校に入ってまいりますので、そこも含めて、彼らの伸びしろのいい部分を伸ばしてあげて、さらに、経験がある人間たちが学校の中で新採用の子たちをしっかりと見てあげることが、やはり必要になってこようかと思っております。

2点目ですが、やはりいつものとおり、事故・不祥事防止についての話がありました。今回は、この時点では1点だけの話でございました。これも新聞報道があったのでご承知かもしれませんが、湘三管内のとある市町村というか、市ですけれども、ということで名前は挙げませんが、成績処理、通知表の事故ということで、どちらかという、事故プラス不祥事に当たるようなものですね。この関係の、こういうことがあってはならないということで、具体的な例も踏まえた上でお話がありました。

これ、何があったかという、単純に言いますと、昨年度末通知表、一番最後の3学期の通知表の、中学校1年生です。この中の国語の教科の中で、一定の素点がきちっと分かっていないという状況のまま、つまり、素点がプラスされていないままで評価が出されたということの事実がありました。保護者の方から疑義があった結果として、学校はそれに気がついて素点を入れたんです。入れた結果、数名は評価点変わりました。変わったんですが、時の校長先生、今の校長先生ではないです。3月末で校長先生替わられているので。時の校長先生のご判断はどうしたかという、1年生の評価点は進路に影響がないんです。県立高校においても、2年生、3年生の評価点というのは調査書に反映していきますし、県立高校の入試選抜制度の中でも重要なものになりますが、1年生はそれが加味されないということが一定の制度の中で決まっています。ですので、学校長の判断でこれをそのままにするということをしてしまったということがありました。

これ何で分かったかという、そのままであれば分からないはずなんですが、翌年度になって校内の教員が新しい校長先生に、実はこんなことがありましたということ告げたところから、それには大きな問題がありますということで、市の教育委員会に話が行き、とんでもない話だということで、当たり前の話ですが、新校長が、問題があった、つまり評価点が変わってしまった子ども、それから保護者に対して直接謝罪をしたというケースです。

これはやはり観点としては2点あって、1つは、校内でデジタル化が進んでいますので、そういう中では、これも、前にも教育委員会でも話題になったと思いますが、毎回の様々な点数を入力をして、全てのものが整っている中で評価点が出てこなければいけないものが、その部分が抜けているということにチェックがされていなかった。簡単に言うと、校務支援システムの中で反映をさせるということができていなかったということだと思います。そのまま進んでしまったというところのシステムのなところの作業として、事務作業としての問題点が1つ。

もっと大きいのは、事故・不祥事があったにもかかわらず、いいじゃないかというふうに学校長が判断したということのほうが話としては大きな話ですね。いわゆる、ミスがあったものについて、それを、子どもたち一人一人の大切な成績ですけれども、それを内部的なところで隠蔽をしたという話ですので、これは非常に大き

な話というところで、所長からも、嚴重にこのようなことがないようにということで話があったところです。

後ほどお話ししますが、実は同市では違う話で、もう一つ今度は違う不祥事が新聞のネタになっていますので、後ほど少しお話をしたいと思います。いずれにしても、繰り返しますが、あってはならない事故・不祥事だと考えます。

続いて、職員課長のほうから、令和6年度実施の教員採用試験の8月後半時点での応募状況が説明されたところです。先ほど言ったところで、もう少し細かい説明でしたが、当然小学校・中学校ともに倍率下がっていくというところですね。そんな中ですが、合格者も出ていますので、先ほど言ったとおり、学校の中でしっかりと育成をしていくべきだと思っています。

続いて、9月3日（火曜日）から、第3回葉山町の定例議会が開催されていますので、途中経過を報告いたしたいと思います。

直近ですが、昨日、町長・教育長質問がありまして、教育委員会には以下の3点の質問がございました。

1点目、図書館長の配置及びしおさい博物館における学芸員の常駐について、2点目、南郷上ノ山公園の主管課について、3番目、上山口小学校をはじめ通学路での見守りを町内会やPTAが実施していることについて、以上3点がありました。

図書館長の配置と博物館の学芸員の常駐につきましては、このように回答しております。図書館については、本年度は人事上、昨年度までの館長が再任用で事務雇用されていることで、本来は館長職を置くべきだと考えているが、人事上の措置としての運用については、問題なく現在は運用されていること。ただし、本来は館長を別に置くことを教育委員会としては町部局に要望を持って今後もしていくということを答弁をしております。

2つ目、南郷上ノ山公園の主管課について。これについては、平成10年の4月から、公園管理、行為の制限の許可、運動公園施設の使用に関する事務を委任されていることを前提に、事務及び運営については常駐職員で運営は問題なくされており、さらに、ただし、一方これからの公園の在り方など、大きな企画変更等がある場合は、町の都市部との議論も必要が多くなってくることを考えると、所管・主管の変更も検討すべきときが来るであろうということで答弁をしております。

3点目、上山口小学校をはじめ通学路での見守りについてですが、これにつきましては、学校保健安全法第30条により、関係団体や施設などと課題共有をしながらしっかりと進めているところであるというところ、さらに言うと、またそれでも交通状況によっては危険な状況も発生することがある可能性もあるので、学校運営協議会での課題抽出を適切に今後も行うことで、必要に応じて予算要求もしながら、子どもたちの安全・安心を進めてまいりたいということで答弁しております。

さらに、日程が前後しますが、9月3日の議会初日に、教育委員会としてNEX

T G I G Aに学校のネットワークが対応できるのかを診断してもらうためのアセスメントの費用について、補正予算を計上しているところです。

今後の予定でございますが、明日が教育民生常任委員会です。一般質問の本会議が8日、9日、10日まで開かれて、議決がされることになってまいろうかと思いません。決算に基づいて次年度の新年度予算が諮られていくこととなります。したがって、この決算での様々な問題点も教育委員会としてしっかりと理解をし、問題があるところは是正をさせていただいて、次年度予算につなげていこうと考えております。

続きまして、6日（金曜日）に校長会議、楽校改革戦略会議を開催しましたので、これについて報告をさせていただきます。

校長会議につきましては、まず中高生議会での話題について何点か、学校として、校長として、至急認知をし、改善をすべきことがあるということでお話をしました。中高生議会、ご覧になっていただいた委員の方もいらっしゃると思いますのでご承知だと思いますが、再度お話を申し上げておきます。

1つ目は、通常の学校生活の中で普通に、継続的にも行われているいじめ生活調査の方法についてです。これについては生徒議会のほうから、朝のホームルームで紙を配られても本当のことが書けないという話がありましたので、これはごもっともだということで、学校にきちっとした形で是正、あるいは方法を変えなさいということでお話をしました。

2つ目、お友達で、家に帰りたくないという友達がいるんだという話がありました。これについては、やはり非常に家庭的なところの問題点もおありになる友達がいるということ、子ども自ら口にしたわけですので、学校としてはしっかりと事実を確認しながら、何に問題があるのか、より、友達の話ではありますけれども、当該の生徒さんが、しっかりと生活がしていけるようにフォロー、ケアをしていくべきであろうということで、これもお話をしております。

それから、様々なことを先生に相談をしたいんだけど、相談をしたい先生が、人気があるんでしょうね。いつも大体生徒がそばにいますので、私はなかなか話に行けませんという話がありました。これも、学校から考えますと、職員室であったりとか、あるいは、相談をする時間等々も個別につくっているということもあるようですので、できるだけ一人一人の子どもたちが、誰でも構わないので、担任以外でも相談ができるという体制をしっかりと取ってくださいということも話しております。

4点目ですが、これも前にお話ししたと思いますが、スクールカウンセラーに相談に行きたいんだけど、前に相談をしたら、そのスクールカウンセラーさんとは合わないということがあったということで、複数配置ができないものなのでしょうかという話がありました。なかなかこれにつきましては予算の問題もあるので、すぐには解消できないかもしれませんが、先ほどの教員への相談事であったり、

SCであったり、様々な方をうまく利用しながら相談ができる体制を組めればなどということで、これも検討してくださいというお話をしております。

続いて、8月28日になりますが、ちょっと遡りますが、葉山小学校で教員の研修会がありました。中心は支援教育をどのように神奈川県意向を受けて葉山町では進めていくのかという研修会でした。グループワークを含めて様々話がありましたが、冒頭、教育長のほうからいろんな話をしてくださいということがありましたので、葉山町は支援教育をどう考えていくのかという話ですとか、質問もありましたので、なぜ小中一貫教育を進めていくんですかというところの根本的な話をしてほしいという話がありましたので、これも併せて差し上げたところです。

これも前にお話ししているとおりですが、支援教育は、神奈川県全体が、今、フルインクルーシブという言い方を始めていますが、これについては神奈川県教育委員会と海老名市がモデルケースの事業として始めているものであって、これをすぐにどこの市町村全てでもやってくださいという話は当然ないということ。ただ、葉山については支援について以前から手厚いところがありますので、そこをより効果的にしていくこと。昨年度から、今年度から全校展開ができるように、支援に関わるアセスメントができるツールを導入してあるので、これも含めて活用をぜひ、支援級だけではなくて、通常級でも気になるお子さんについては、保護者の方としっかりと連絡を取りながらやってみることも一つという話をしております。

小中一貫校がなぜ必要なんですかという話については、2点話をしております。

1つ目は、校舎の老朽化をこれ以上、防災観点から言っても放置するわけにはいかないんだというところの部分が1点目。もう一つは、小学校6年間と中学校の3年間の、その継続的なところに残念ながら大きな溝が葉山でもあるんだというところ。小学校の先生たちにも投げかけましたけれども、ちょっと前までは、それこそ小学校の先生、中学校に子どもたちが進学してから、中学校に行くことはまずないんだそうです。逆に言うと、中学校の先生が小学校に来ることもまずない。完全に義務教育でありながら断絶をしていて、特に気になるのは、やはり中学校に行くと、そこで中間テストや期末テストがあり、制服を着るということがあり、ルールの厳格化もされますから、これにおいて、そこがうまくなじめないというところで、不登校になっている子たちが現実いるんだということ。これについては小学校の先生方もそれを、事実は知っています。でも、どう解決していくかを自らがそこで手打つてるわけではないので、小中一貫校の中で9年間の継続的なカリキュラムや、お互いの学校の行き来によって、子どもたちの実態なりをよく理解すること。さらにその中で、小学校の先生にも相談に行けたり、中学校の先生にも相談に行けたりという形の中で子どもたちは育んでいくということが十分必要なんだと。さらに言うならば、小学校教育と中学校教育で学習指導要領で定められているものだけやるのではなくて、葉山として9年間しっかりと何を教育していくのかというところを

カリキュラムミングしていきたいんだと。そこも理解してくださいという話をしたところ、先生たちは、ほとんどの先生たちは、そうですねということで、うなずかれておられました。

意見としては、先生たちにとってはごもっともなんでしょうけれども、いわゆるそのトップダウンで、私たちが何も知らないことが突然実施しなさいとって落ちてくることについては、できるだけ避けてもらいたいと。私たちも物を考えたいと思うので、事前に様々なことについてお話をいただいて、そこで議論をした上で実施をしていきたいという気持ちがあるんですというご意見がありました。これまでも学校には落としてきていますので、同じ方法を取りながら、先生たちのご理解もいただきながら進めてまいりますよということでお話を差し上げたというところがございます。

その際に、帰りのときですが、葉山小学校のある先生から、アプリケーションとか、ソフトウェアですが、今、教育の中では相当突然、あつという間に大人気になっております、「C a n v a」というソフトウェアがありますが、これは、教育ライセンスを取得すると、全部ただで使えるんですね。先生たちフリーで使えます。子どもたちもフリーで使えます。非常に使いやすい、ある意味ではよい、オーストラリアの企業ですかね、そもそもね。日本の中でも本当に伸びているソフトウェアですので、これを申請したいんですけど、どうですかという話がありましたので、これは、当然校長会議でこのお話を差し上げて、一定のところ、学校の中で、これ教育委員会として申請するよと。ただし、これは先ほどの話のとおりで、全員が無理して使いなさいという話ではないので、使いたい人たちは使えるようにしていきますよということで、了解を取る時間を取りました。せんだって、一応沖野指導主事のほうから、学校からの反応でオーケーだということをお願いしたということなので、教育委員会として「C a n v a」については申請を行って、全校で使える形を今後取っていくという形になろうかと思えます。

さらに、文科関係で2点お話をしました。今回比較的重要な話で、前にもお話ししたと思いますけども、まさしく本当にしっかりと通知もされましたので、先生たちにお話をしましたが、いじめ重大事態の調査に関するガイドラインが改正をされました。これ、こんな分厚いんですが、本ですけれども、令和6年の8月に改訂されたということです。実態として、まず学校にはぜひやってくださいということでお示しをしましたが、10枚ぐらいですかね、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインのチェックリストが新たに配付されました。これは各学校でチェックリストは必ずやってくださいということで、漏れているところがあれば修正を願いたいということでお話をしました。こればかりは、やはり様々な問題がこれからも起きてきたときに、ガイドライン変わっているにもかかわらず、葉山の某学校ではやってませんでしたというわけにはまいりませんので、これはしっかりやるというこ

とですね。

分かりやすい部分では、1枚、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改定の概要というものが出ています。肝は何かというと、単純に言いますと、ふだんからの学校と設置者の連携不足により、対応が遅れた例が多いということ。さらに、事前説明不足により、調査開始後、保護者とのトラブルになる例が比較的あるということ。さらに、重大事態調査報告書から事実関係の認定や再発防止策が読み取れない例が出てきていること。これが、法が令和4年からスタートしていますので、そういう中では、法の施行から10年たちましたが、結果、やったところの部分でよろしくない例が全国の中で比較的に見える状況になったということで、ガイドラインの改正を行ったということになります。

学校としたら何をすべきか、教育委員会としては何をすべきかの肝だけ申し上げますと、「児童・生徒、保護者からの、いじめである重大事態だという申立てがあった際の学校の対応について」というところが追記されています。これは、児童・生徒、保護者の申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たること。なお、学校がいじめの事実等を確認できていない場合には、早期支援を行うため、必要に応じて事実関係の確認を行うこと、また、申立てに係るいじめが起り得ない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施することを記載という形になりました。つまり、申立人が学校も含めて調査を、事前調査をした結果、いじめが少なくともあったんだと。簡単に言うと、被害・加害が成立していると分かっている場合、これは全て重大事態として取り上げなさいということになっています。「その事実が調査としてないという場合を除き」ですから、これはこれまでと同等以上の重大事態がこれから上がってくる可能性が、文科の指導ではあるということです。

ここは、学校にとってみると、今までの概念でいけば、いじめではないのはいいか、単にこれは子どもたちのいざごぎではないか等々の判断を、学校が保護者、子どもたちとの合意を得ずに進めていって、問題が起きた例が相当あるということです。ですので、何か事が起きた場合は、これまでの児童・生徒指導の概念ではなくて、子どもと生徒、保護者の方と十分理解をして、その結果として、これは重大事態ではないんだというところを明確に相互理解をしたというところの部分がない限りは、相手方がいじめだと申立てがあった場合は、これについては確実に重大事態にしなさいというところの部分です。法ですので、こちら側が云々かんぬん言うものではないということで、校長先生方にも理解をしてくださいという話をしたところでした。

もう1点、不登校児童・生徒が欠席中に行った学習の成果の成績評価に係る法令改正がされました。これは何かというと、法令改正の趣旨でいくと、いわゆる学校

に通うことができなくても、教育支援センターや民間団体などの学校外の機関へ自宅等で学習を続けている不登校児童・生徒の努力を評価をして、社会的自立を後押しすることは非常に重要であるため、不登校児童・生徒が学校外の機関や自宅等で行う学習の成果を成績に反映できることとしたということなんですね。つまり、これは何かというと、学校には通えてません。でも、学校と、子どもは学校に来ていない、あるいは学校には来ていますが授業に出ていない等々、様々なケースがあると思います。これはフリースクールに行ってる場合もそうですね。家でオンラインで授業は受けているという子もいるかもしれません。そういう子たちに、これまでは成績等を付することということは、学校の中でしてきた例が少ないんですね。ただ、今回は、しっかりと「できることとした」という明確な物言いをしました。ただし、これについても要件が明確に存在していて、要件がなければこれは成績をつけることはできませんというふうに、しっかりと保護者と子どもたちにも理解をしてもらう必要があります。

要件ですが、1つ目、学習の計画内容が、不登校児童・生徒の在学する学校の教育課程に照らし、適切だと認められること。これが1つ目です。

2つ目、学校と不登校児童・生徒の保護者、教育センター、民間団体等との間に十分な連携協力関係が保たれているとともに、学校において学習活動の状況等の当該不登校児童・生徒の状況を、保護者等を通じて定期的かつ継続的に把握ができていくこと。

3つ目、学校が訪問による対面指導などにより、学習活動の状況等の不登校児童・生徒の状況を定期的かつ継続的に把握するとともに、不登校児童・生徒と学校との適切な関わりを維持するように留意すること。

この3点がある場合には成績を出して構わないという形になったということです。

校長先生方の質問の中では、現実、教育長が知ってるレベルで、今、子どもたちが通っている、例えばフリースクール、あるいは通信制の、通信…小学校や中学校の中で、明確にこの3つに合致する、もっと言うならば、定期的にしっかりと学習評価を相手方がしてくれているところがありますかという質問がありましたので、現在私が知っているレベルでは、通信制の中学校も含めて、相手方が明確に成績を出すということを言っているところは、今のところまだないです。ただ、今後は出てくると思いますね。ですので、学校としても、学校に来てないんだからいいんだという考え方ではないということ。

ただ、もう一つ問題があるのは、例えば中学校を卒業して高等学校に進んでいくというときになったとき、出口のときですが、小学校から逆に言うと私学に進まれる場合もそうかもしれません。成績を出してくださいと言われて、オーダーが来たときに、学校としてはしっかりと相手方と調整をした結果、これは保護者、子どもとも相談をしなければいけませんが、成績が出せます、成績が出せません、それは

なぜですかにしっかりと答えていく義務があるということですね。そこを理解していかないと、ここもトラブルのもとになっていくと思います。

ただ、私学は別ですが、高校に行く際、通信制の高等学校であったとしても、ほぼ私学の場合には調査書を全面的に見て、それをもって合否を決めている私学さんはそれほど多くないです。ただ、学校によりますので、これもどこに進むかによって変わっていくということ。県立高校に進みたい場合は、これまでも県立高校の入試制度の中で、登校ができていない場合は、申告によって学期あるいは学年全体の評価を入試の制度で見ないでくださいと申告ができるという制度を持っています。ですので、評価を出してもらったほうが得な場合もあるし、逆にそこは見てくださいなど。見ないで、当日の試験の点数だけで合格の判定をしてほしいといったほうが得な場合もあるので、これは進路指導をしっかりとしてあげないといけないんだというところにつながっていくと考えていただければありがたいと思います。

この件以外では、小中一貫校の開設に係る課題の整理の願いは、毎度のことでありますが、差し上げています。改革戦略会議の話題にもなっておりますので、そちらで説明をするなり、今後お時間を取った上で、委員の方々にはしっかりと説明させていただければありがたいなと考えているところです。

校長会議が終わった後、楽校改革戦略会議を行いました。この中では何をお示したかというところ、教育ビジョンの素案をお示ししました。まだ委員の方々には詳細をお示ししていませんので、これについてはまた後日しっかりとしたものをお示しようと思います。

それから、学校の再編に係る整備の進捗について一定の話をさせていただいています。

それから、南郷・長柄が来年度から分離型の小中一貫校に変わっていくに当たって、現在、学校と教育委員会が調整をしながらスクールガイドを作っています。その素案が大分固まってまいりました。これもまだ正式には委員の方々には完成品としてのものはお見せしてないと思いますので、これもお時間を取って説明させていただければと思います。

それから、次年度に向けての学校運営協議会の運営の在り方について、校長先生たちにお話を差し上げたところが楽校改革戦略会議の内容でございます。詳細について、また後日お時間をいただくことになるかと思いますが、そのときにご説明を差し上げるということでご了解をいただければと思います。

先ほど申した追加の部分でもう一つ不祥事の件がありましたので、この点をお話しすることと、それから昨日の教頭会議について少しだけ触れておきたいと思います。

まず不祥事の件です。これは何だったかというところ、新聞ご覧になったかもしれませんが、複数の、小学校だと思いますが、複数の男子生徒が女子生徒に対して、い

いわゆるよろしくない行為を行ったということが発覚をしたというところの事案です。これについてはやはり非常にどちらかという大きな話として教育の中の人間は受け止めざるを得ないですね。いい話ではないですが、これまではどちらかという教員のいわゆる子どもたちへのセクハラまがい、セクハラ系、非常によろしくない行動等の話が多かったわけですが、今回は子どもたち同士という話ですので、これについても本当に、子どもたちがどんな形で今動いているのか、それも単数単数ではないので、複数対1という形での動きだったものですから、小学校・中学校ともに、本当にしっかりと子どもたちの情操教育含めて、性教育も含めてしっかりとやっつけていかないと、非常によろしくない結果が起きるところになるかと思えます。これについては校長会議の後に新聞報道がありましたので、今度の校長会議でしっかりとお話をさせていただければと思っています。

これもいい話ではありませんが、現在、私が4年前までいた高等学校の事例で、実は生徒同士の中で一番多い事例は、これがさらにもう少し高校生になったと思っただけだと思います。単純に言うと、盗撮が非常に多いです。校内盗撮が本当に多いです。これは本当に困った話で、校内に加害と被害が存在するという話になりますので、話は非常に複雑になりますし、子どもたちのケアも大変です。加害の人間たちの部分も、いわゆる表面的な課題意識は生徒指導の中で持ちますが、残念ながら本当の意味でそこで自らを反省して云々かんぬんというところまでなかなか思考が進まないというのが、昨今の世の中での、SNSを含めて、非常によろしくない方向性が時折見えるということですね。自分の事例で経験則から申し上げますと、何件かそういうことがありましたが、表面的には反省します。でも、知ってる人間のことをしたわけですから、通常でいくならば、もうその子には顔見せができないというのが人間として当たり前なんですけど、そこに思考が進まない子たちが多くいますよ。謝ったからいいでしょ的になっていく。これはもっと言うと、保護者までそういう方々がいらっしゃるので、いや、びっくりしちゃうなということがかつてよくありました。最近も高等学校の校長連中とは相変わらず連絡がありますので、時折そういう相談が直で私に入るときもあります。全くなくなっていない。さらに言うと、増えている状況がありますので、やはり小学校・中学校段階からの、いわゆる性教育であったり、情操教育しっかりとやっていくということは重要だと思っているところがあります。これが追加1点目です。

2点目ですが、昨日教頭会議で研修会を行いました。3時半から5時までということでやらせていただいたんですけども、昨日はどういう方に来ていただいたかというところを、「先生の幸せ研究所」というところを、今、主宰されていらっしゃる、まだお若いですが、澤田真由美さんという方に来ていただいて、先生たちの働き方改革等々が非常にお得意な方なんですけれども、昨日はどちらかというところ、校内、学校、あるいは個人に係る、日本の中でのいわゆるバイアス的なところとい

うんですかね、自分に「すべきだ」的な物の考え方を強いてしまうという、そういうことがたくさんどうも日本の学校の中には、教員の中にはあるんだというところの話をしていただきました。バイアスは本当に教員の中にはかかることが多いので、ここのお話を大分していただきました。先生たち楽しそうに研修に出ましたが、いわゆる思い込みも含めて、バイアスがかかったときの人間の思考回路がマイナス方向にどんどん動いていく。結果論として、マイナスがマイナスになって、さらに思考でさらにマイナスになって、結果全くよくなる。場合によっては心のほうの病のほうに進んでしまう方々もいらっしゃるということも含めてお話をしていただきました。それをどう転換をしてポジティブ系に持っていくのかということ、ご自身の経験を踏まえてお話をいただいたところです。

澤田先生の研修では必ずやるんですが、割り箸と紙で、対面に立っていただいて、片方が割り箸を持ちます。片方の方は紙で、こんな大きくなっていいですが、紙で割り箸をパンとやって、割り箸が割れますかという話やります。これ面白いんですけど、僕は2回目ですけども、前やったときは1回で割り箸パチンと割れました。昨日は3回目でしたね。澤田さんいわく、全員できるんだそうです。全員やれるんだそうです。そこには何が存在してるかということ、多分できないだろうという感覚を持っている人たちは、やっぱりできないんですって。絶対できるという感情をしっかりと、つまり不可能はないんだという考え方をしっかりと持っていくと、なぜか割れますね。不思議なものです。単純に言うと、そういうことも含めて、やれないことはきっとないよということと、バイアスを切っていくための一つの感覚…一つの方法論としてお話しになったのは、これもいつもおっしゃることですが、意外と直感は当たるよということ。直感で動いた結果、駄目になったと思うことでやめてしまうと当然うまくいかないです。それを自分の直感を信じながら、何かあってもそこに進んでいくために、前に進んでいくことで、結果、非常によくなるということがたくさんあるということをお話しされました。

これも笑い話ですけども、澤田さんの自身が起きたことですが、自分の車が朝起きたら駐車場にないんですね。簡単に言うと盗まれたわけです。警察に行って、当然動揺もしてます。旦那さんもすごく動揺されてたということなんですが、そこで思考の転換を図ったんだそうです。考えてみれば、任意保険入ってる。任意保険って、思ったよりもお金出るんですよ。病院に入院するといっぱいお金戻ってくるという経験をされたことがあるかもしれません。私、去年、胆石の入院したら、お金いっぱい戻ってきてラッキーでしたね。それは置いておいてですね。澤田さんも同じように、保険入ってるじゃんって話に気がついて、よくよく考えたら、今まで乗ってた車は予算の関係であんまり乗りたくなかった車だったんだそうです。気分を変えて、保険で新車買おうよって旦那さんと話をして、一番乗りたかった車を購入したんだそうです。結果どうなったかということ、今は泥棒に感謝しているんだそう

です。つまり、それって思考の転換なんですよね。常に常にそうやって何か起きたことを悪い方向で考えていくというのが比較的多いです。ただ、それをそうでない形にどう転換をしていけるのかということで、なぜか未来を開けていくことが、結果論としては相当あるとおっしゃっていました。直感もまたそれにしかりということがあるんだそうです。

難しい話のようですが、単純に言うと、私たちもっとシンプルにいろんなことを、教育なら教育で何がしたいんだということを、本当に先生たちが考えて授業を試みる、あるいは子どもたちと付き合ってみる、あるいは同僚と話をしてみる、校長先生と話をしてみるということが、もしかすると欠けてるのかもしれないですね。その辺も含めて、教頭先生たち昨日楽しそうにやりましたので、少し物の考え方が変わったりとかしていくと、教頭先生お仕事大変だと思いますけど、大変だと思っていれば大変なんですよ、やっぱり。ずっと大変なんです。先ほどの葉山小学校の研修に私が行ったときに、先生たちから質問があったのは、教育長はマイナスなことが起きたときにネガティブなシンキングになりますかという質問がありましたので、私、基本ネガティブにならない人間なんですよ。ならないのは理由があって、それなりに一定の経験則から、そこから、何が起きても基本的にはネガティブシンキングしません。澤田さんと同じパターンですね。思考を転換しちゃうので、基本的には違う方向でよくするためのことしか、よくして何とかしていくというために何をするかしか考えてないので、ほぼそういうことを考えてないですね。教頭先生や校長先生や、誰もそうですけども、そういうことを考えていくという思考回路の転換は、僕は非常に必要だと思ってますので、昨日の教頭研修は先生たちにとっては、ある意味では面白かったんじゃないかと思って聞いていたところでございます。

長くなりました。私からの報告は以上とさせていただきます。

校長会議含めて、何かご質問とかあればお受けいたします。いかがでしょうか。小峰委員、どうぞ。お願いします。

小峰委員) 楽校改革戦略会議と校長会議、定例校長会議の中から3点ほど質問させていただきます。

レジュメにあります、2番の楽校戦略会議の中の括弧4番、令和7年度以降の学校運営協議会の体制についてです。これはまた教育長が改めてお話をしてくださるということだったので、私の質問が今適切なのかどうかちょっと分からないんですが、私が今考えているというか、ちょっと心配しているのは、その運営協議会の中に保護者がどう入り込んでいけるのかということなんです。何が心配かというと、今、PTA組織の維持がなかなか難しい。葉山町は別かもしれません。下位委員などは会長さんもなさっていて、今までいろいろとお話を聞くと、大変いい関係で学校の中でPTAの委員の方たちが活動してくださっていると思われるのですが、世の中的に言って、PTA組織がだんだんだんだんなくなってきたり、いろい

ろ問題を提示していたりするようなどころもあるというとき、こういう学校運営協議会に保護者の組織というか、保護者をどう組み入れていくかというのは、そのPTAのような組織があると割合簡単に、そこを窓口にして入っていただくということはできるのかなと思うんですけども、今後そういう、PTAが今までのように活動的に参加していただけるのかどうかというのは、とても心配になるところもあるので、その辺りをどういうふうにお考えになっているかということがまず一つです。

2番目は、連絡事項の中の(2)番の先進地の視察で、毎年いろいろなところに行ってらっしゃって報告も何うんですけど、もし差し支えなければ、これは予定なのか、もう実際に行ったらした報告なのか、それを伺いたいということ。

3番目は、(4)支援員関係という項目があるんですが、改めて支援員はどういう基準で配置しているのかということ、それから、役割として教育委員会からの支援員の方にどんなお話をされているのかということ。

その3点をお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

教 育 長) まず、PTA最近ですね、県によっては全国レベルから抜けたみたいな話も報道があるところですね。藤沢市は大分前に全国レベルから抜けて、とはいえ、各学校の中での単Pは存在している状況で藤沢は動いているはずですよ。さらに言うと、各校の中の連絡会議もあるので、全国組織から抜きたいというところの意向が最近非常に多くなっています。全国のPTA連合会は何をやっているんだというところと、簡単に言うと、上納金に近い形の納めるお金というのが無駄であるというところの部分で、しっかりと考えながら離脱をするというところが増えてきているのも事実だということが前提にあるということですよ。とはいえ、今後葉山がどう動くかというところは分かりませんので、小峰委員のおっしゃるとおり、もしPTAが今後存続しなくなった場合に、学校運営協議会の保護者の関わりですとか、その辺の関係について、何か現状でお考えがあたりになればお話ししていただければと思います。生涯学習課長、お願いします。

生涯学習課長) 今、私どものほうで家庭教育支援、PTAの連絡協議会の支援をしています。これは補助金を出しているところなんですけれど、見たところ、7月に研修を行っています。校外委員会や広報委員会などで、葉山町内の場合は参加率が非常に高く、各校のよいところを吸収しようということで、皆さん頑張らせていただいていると思うんですね。

県のほうで、自分が直接聞いた話ではないんですが、葉山町が湘三地区の会議に出向いたところ、葉山さんは非常に関係性がよくて、今心配されているような、解散してしまうとか、そういったところは今のところないですかねということで、担当からも聞いています。役員が、子ども会もそうですけど、そういったところで、成り手不足かなという問題があるんですけど、今のところそういったところも、成

り手がないんで消滅していくというような話は伺っていないのが現状です。

教 育 長) 今のところ、そうすると、すぐになくなるって話は想定していないので、逆にP T Aの方々にしっかりと学校運営協議会に参画していただくという方針は変わっていないということでしょうか。

生涯学習課長) そうです。

教 育 長) 小峰委員、どうでしょうか。

小 峰 委 員) 多分、役員になってくださっている方の意識というのはとても高いと思うんですが、例えば、それこそ下位委員に伺ったほうがいいのかもしれませんが、やっぱりクラスの中で、先ほどの子どもたちの登校、登下校の見守りの校外委員とか、例えば広報とかという、そういう、いわゆるクラスの中で委員さんになってくださる方を選ぶときには、かなり苦勞してるのかなと思います。だったら、例えば広報委員はもうやめましょうとかと、いろんな動きの中で当然考えられてくることもあるのかなと思うんですが、いわゆる役員になった方じゃなくて、そのP T A組織を支えている、いわゆるPやTとして一般の方たちの意識というのはやっぱり変化があるのかなということで、私が直接下位委員に伺ってもよろしいでしょうか。

教 育 長) どうでしょうか、下位委員、現状でもし何となく現役の方々とお話になる中で、課題等があるようであれば教えていただけますか。

下 位 委 員) 葉山は6校の学校があつて、各学校、今、会長なり、代表グループというのがあつたりするんですけども、学校ごとにかなり特色がありまして、例えば葉山小学校は比較的昔ながらのやり方続けています。一色小学校や長柄小学校は、新しい会長さんに替わるたびにいろいろ仕組みを変えて、先ほど言った校外委員をなくすとか、南郷中学校なんかは広報委員なくしたりとかしています。なので、いろいろ工夫もしながら、負担が少なくなるようにしてはいるんですけども、今のところ葉山の場合はP T Aがなくなるような雰囲気ではないと思います。来年の会長さんを指名するとか、もしくは副会長さんがなるとか、校外委員長が次の校外委員長を指名するとかというような流れがちゃんとできていると思います。

ただ、神奈川県P T A、私も神奈川県Pで執行役員をやったことがあるんですけども、いろいろ問題もあつて、そういった理由で抜きたいという話は出てたみたいですが。私がいた頃の話ですけど、葉山町P T A連絡協議会があつて、葉山町P T A連絡協議会は葉山町の教育委員会と話が、例えば教育長と直接話ができるという役割だと思っています。神奈川県のP T A連絡協議会は神奈川県教委と直接話ができますし、日Pに関しては文部科学省と直接やり取りするパイプがあります。やはりそういった組織は必要なんだろうなとは思いますが。これが役に立ってるかどうかは、単Pから見ると見えにくいのも事実です。そう考えると、葉山町P T A連絡協議会もいずれ県Pを抜けますって話になることもあり得るのかもしれませんが。教育長のお話にもあつたとおり、いわゆる単Pという学校ごとのP T Aは今のところま

だまだ存続していけるんじゃないかなと感じております。そんな回答でよろしいでしょうか。

教 育 長) 下位委員、個別に、入りたくないという人たちが現状いて、その人たちがどこの学校にもいるのも、これまた事実ですね。

下 位 委 員) 事実ですね。

教 育 長) それは、数としてはそれほど多い状況では今のところない。

下 位 委 員) はい。横須賀市とか逗子市が同じ湘三地区でまとまっているので、年に3回会議をするんですけども、横須賀、三浦辺りは少し多いと聞いています。葉山に関しては多分0.1%、葉山小学校の規模で1家庭、2家庭あるかないかぐらいですかね。と感じます。

教 育 長) 分かりました。小峰委員、これについていかがですか。

小 峰 委 員) ありがとうございます。PTA組織云々というよりも、学校運営協議会の中に保護者がどうやって参加していくかというときに、組織としてのPTAというのは大事な役割を果たしてくださっているなと思いましたので、ちょっとそのところの心配で伺いました。ありがとうございます。

教 育 長) ありがとうございます。今後も学校運営協議会にPTAの方々が必ず参画をしていただくというのは、これは当たり前の話なので、ここはね、制度変わらない限りしっかりと、よりいい形にしていければなと思います。

2点目、先進地視察については、これは学校教育課長のほうからでよろしいですか。お願いします。

学校教育課長) 先進地視察はまだ実施をしておりません。先生方に希望を取って、実施場所を決定させていただいたという形になります。比較的たくさんの先生方にご応募いただきましたがこちらの予算等の関係で、3か所に指定をさせていただいたところです。

1つ目は、高知市立義務教育学校の土佐山学舎というところにご応募いただいている先生がいらっしゃいます。そこは総合的な学習の時間の取組であったり、義務教育学校ということもあって、小中一貫の様々な取組が進んでおります。そこを視察の1か所目に当てました。そこは英語教育にも力を入れているということなので、そういったところも含めて、視察に行ってください、報告を楽しみに待っているところです。

2つ目は、福島県の大熊町立学び舎ゆめの森というところにご応募いただいた先生がいらっしゃいます。そこは地域と行政と学校が3者一体となって学校運営をやられてるところになります。学校と地域が一体となった取組の部分をぜひ学んでいただきたいというところと、その学校もかなり先進的な学習の取組を進めていらっしゃいます。応募いただいた先生も、異学年交流や個別進度学習などがない先進的に取り組まれている先生なので、そちらのほうの研修も含めて行っていただく予定です。

最後3つ目は、東京の渋谷にあります渋谷本町学園というところですよ。渋谷は一体的に探究学習を取り組んでいらっしゃるって、午後の日課全て探究学習に充てるなど教育課程の工夫もかなりなされてるところになります。これから葉山町においても探究学習を進めていく上で時程の組み方や内容面、実施方法等を含めて学んでいきたいと考えております。

小峰委員) 今年度中にいらっしゃるのですか。

学校教育課長) 今年度実施させていただきます。

小峰委員) ありがとうございます。

教 育 長) ありがとうございます。3点目です。支援員さんの配置基準と教育委員会として支援員さんへどのような形の、事前の教育というんですかね、そういうことをしているかというところのご質問です。これも学校教育課長でよろしいですか。

学校教育課長) 基準については明確に打ち出しているわけではありません。子どもたちの教育に資する取組を、熱意を持って、しっかりと子どもたちの成長を支援できる方ということで応募要項には書いてあります。今年度は配置を段階を分けていて、支援の必要なお子さんにつかれる方、フロア巡回をしていただく支援員、それから、今年度全校設置となった、校内教育支援センターを利用するお子さんに対して学習を見守る形で、役割を3つ分けています。葉山町は人を充て手厚いところがあるのですが、果たしてそうでいいのかというようなところもございます。支援員さんが近くに寄り添いすぎて、その子に対する支援を事前に失敗しないようにしたり、支援をすることで子どもの自立や子どもたち同士の関係性を阻害することもあるのではないかという難しさもあります。そのようなことも踏まえて、今年度よりフロア巡回という形を少し取り入れているところです。この取組を進めていながら、今後よりよい支援の在り方とか、支援員の配置の時間数や人数についても整備をしていきたいと考えております。

支援員さんに対する仕事の内容については、年度初めの研修会含めて、こちらのほうから説明させていただいております。あとは各校において常に支援級の担当の先生や管理職のほうからも投げかけをしていただいております。

小峰委員) 今、支援員さんにやっていただくこと、それから支援員さんに求める資格というのは特になんかということだったんですけど、学校に、例えばこの学校は5名とか、そういう支援員さんの数は何を基準にして決めるのでしょうか。

学校教育課長) 一応、1人当たり必要な年間数字はこちらのほうで持っています。それに加えて、通常級で支援が必要なお子さんについては、人数を総合的に判断した上で年間の総時数を算出させていただいています。

支援員の人数については、社会保険等の関係もあって、週の中で週19時間以下の働き方をご希望される方とか、29時間まで働けるという、様々なニーズがあります。したがって単純にこの学校が8人必要とかという形で割り振ることがちよっ

と難しい状況です。特に 19 時間以下の方が多ければ多いほど配置の人数はおのずと多い状況になってます。

小峰委員) ごめんなさい、私の聞き方が悪い。例えば学校で、5年生でちょっとは支援が必要ながいてるので支援員さんをお願いしたいとか、それから個別支援級の中で、やっぱり交流のときに支援が必要だとか、支援員の方が欲しいという申請の基準みたいな、教育委員会はどうか判断されているのかなということなんですけども。

学校教育課長) すみません、質問の趣旨しっかり理解できず、申し訳ありません。まず、就学支援委員会が 10 月と 1 月にあるんですけれども、そこで支援級に入級する、措置替えする等の審査を行ってます。次年度の予算編成にも関係してきますので、就学支援委員会にかかる人数を、現段階のところで集約をしています。加えて、支援級に入級したり、措置替えをする予定のないお子さんでも、通常級において支援が必要なお子さんなのか、学校から要望が出てきます。それを受けて必要に応じて指導主事等が学校を訪問させていただき様子を見たりしながら、適切な人数についてこちらのほうで学校と相談しながら決めさせていただきます。

教育長) よろしいですか。

小峰委員) ちょっと具体的な配置の判断のイメージが沸かないんですけど。

教育長) 学校教育課長、私からも質問ですけども、就学指導が終わった。その中でも支援級に措置されるというお子さんがいらっしゃるにしても、その中の障害が様々あるじゃないですか。その中でいわゆる、一人頭に対して週の中で何時間、何時間分の措置を今現在ではしているかというのはお分かりですか。お願いします。

学校教育課長) お子さんによってその必要な支援の時間数とか、成長によってまた変わっていくところもあるので、一応その試算としては年間一人頭 240 時間を数で持ってます。総時間の中でお子さんに応じて学校が様子を見ながら支援員さんを配置してる形を現在は取らせていただいています。

教育長) ということで、支援の、支援を要するというふうに就学支援で決定した生徒さんを、様々なところでの差はあるかもしれませんが、一人頭 240 時間を相当として予算要求して、現在は認められているところの部分で、さらにそれを学校に振って、時間数を振った結果として、時間の配分については学校の中でそれなりに配分を分けているというのが多分実態だと思っていただければと思います。

ほかにご質問あれば。鈴木委員、お願いします。

鈴木委員) 先ほど、例の性問題でね、私もそれはちょっと気にしてたんでね。まずね、これは濱名課長もそうだし、教育長もそういう考え方を持っていらっしゃいますが、これは犯罪です。ですから、警察に最初に届けるという厳しい処置を頭の中に入れとかなきゃいけない。なぜかという、この性犯罪に関しては病気。ちょっとぐらい、申し訳ありません、次から改めますって改めたやつはいません。徹底的に痛い目を見なきゃいけない。だから、極端に言うと、司法が入ることによって、警察に呼ば

れる、そういうことがすごく大事。それから、その場合、ご家庭のご両親が理解をして、子どもに対するそういう教育を徹底してくれるご家庭はお任せしたらいい。先ほど教育長言ったように、もう家庭もそうじゃない。私はそっちのほうが圧倒的に多いと思ってるんですが、それはもう絶対駄目です。この場合には、事実を確認できた時点で、やはり司法を入れる。極端に言ったら、私はいつも申し上げてるんですが、厳しい処置で臨むということを、実際に絶対やってほしくないですが、そのぐらいの気持ちでいくということを、PTAを通じて各家庭に流す。うちの教育委員会はそういう方向なんだという厳しい部分がないと治らない。子どもさんもね、あ、ごめんなさい、はい、すみませんと、さっき教育長言ったようにそういうことしたら普通会えないですよ、怖くて。今の子はまた平気で話しかける。これはどういう感覚かというところ、警察沙汰にならないというイメージなんですよ。これを払拭しないと、その子の将来を考えてもその子のためにならない。そこを間違わずに対応していただきたい。ひとつよろしくお願いします。

教 育 長) 学校の場合は、警察ではなくて教育機関だという概念が教員の中に根強く残っています。ですので、今、鈴木委員がおっしゃったような形の措置をしたくないという学校の総意を出すときが時々あります。ただそれも、全体論として、鈴木委員がおっしゃったとおりで、本当の意味で保護者のほうが明確に、様々な対応策を自ら練られるということがあって、何としても被害の方に迷惑のかからない方法をご家庭が取るということであれば、それは一つの考え方かもしれませんが、県の教育委員会でも現在は基本的には警察通報、これが当たり前になっています。ただし、学校が通報したとしても、被害側が警察の通報をやめてくれという場合が往々にしてあります。被害届は出しませんとおっしゃるところのご家庭もいっぱいあるので、ここが学校が困るところなんですね。結果としては生活安全課案件になってまいります。被害届出ない以上は、ほぼ、そこでは大きな話になっていかないというのが現状だということも、やはり私たちが教育をつかさどる人間として、学校教育の人間たちがどういう形で何をしていくのかということの一つの考え方は、やはり鈴木委員がおっしゃるとおりで、しっかりと司法レベルにやはり預けていく。ただし、そこには様々な家庭の要因があったりとか、いろんなものがあるということは付随で考えながら教育をしていくということになっていくと思いますので、起きないように事前の策を練っていくのが学校としても当たり前だと思いますので、今後とも起きないように、校長を含めてですね、お話をさせていただければなと思っております。ありがとうございました。

鈴木委員) よろしく申し上げます。

教 育 長) ほかにいかがでしょうか。下位委員、お願いします。

下位委員) 先ほどお話のありましたじめの重大事案の案件ですけれども、今までは重大事態とは、生命、身心または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき、

また、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときだったと思うんですけども、この前提が広がるということによろしいでしょうか。

教 育 長) 「広がる」というよりは、変わらないんですが、これまでは学校がその解釈を緩く考えていた結果として、トラブルになっているケースが非常に多いというところで、再度徹底をするという形で、法的な部分としての概念論が変わったわけではないということです。

下 位 委 員) はい、承知しました。

教 育 長) よろしいでしょうか。

下 位 委 員) では、被害を受けたという児童・生徒が学校に言いました。でも、学校は、いや、それははじめじゃないよって言って、そこから先に進まなかったようなことが多分あった。それをもっとちゃんと精査しなさいよということですかね。

教 育 長) そういうことです。

下 位 委 員) 承知しました。ありがとうございます。

教 育 長) ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。清水委員、お願いします。

清 水 委 員) 2点ございます。今お話に上がりました性加害に関して、私も報道で知りまして、被害に遭ったお子さんが、自分の子どもの歳と近いこともあり、周りの保護者様とも話す機会が多かったです。皆さんが一致して抱いていたのはその後の学校の対応への不信感です。被害自体が信じられないことですが、性加害マニュアルがあったにもかかわらず、それを無視して先生たちが加害児童の反省文をその被害に遭ったお子さんに読み上げるという行為があったということと、教育委員会の報告を怠っていたということ。教育長がおっしゃったように、ご家族が被害に遭ったことを公にしたくないというご意向で、そこを重んじて教育委員会に提出しないと判断した可能性もありますが、結局は学校、教員に指導がされないで誤った対応をし、被害を受けたお子さんはPTSDになり、1人でお手洗いにも行けなくなってしまったというのを報道で読みました。本当に胸が痛いです。葉山町でそのような事案が起きてほしくはないですけど、万が一起きた場合、今回の市町村には性加害マニュアルがあったというんですが、葉山町独自の性加害マニュアルがあるのかどうか、もしくは文科省の性加害マニュアルに準拠するのか、対応方法を教えてください。

2点目は、教育長報告にありました不登校児童・生徒が欠席中に行った学習の成果に関わる成績評価についてです。現場の先生方も初めての対応で大変だと思うんですが、葉山町は既に葉山町の学校に在籍し、フリースクールやインターナショナルスクールに在籍する児童がいます。成績評価の通知の中に取組例として、学校側がフリースクール等に成績の提出をするように依頼すると記載されています。現在の所属先から受験等で次の学校等に進む際に成績評価が必要となった場合、事前準備を学校単位で行うのか、葉山町教育委員会として準備するのか、今後どのように対応されるかをお伺いしたいと思います。

以上、2点です。

教 育 長) 分かりました。1点目ですけれども、清水委員おっしゃったとおりで、学校がクラスの中で反省文を読み上げてしまったというのはとんでもない話で、まずあり得ない話です。さらに言うと、これはその後、市教委、県教委への報告をしてないというところから多分こんなことになっているんですね。これ、市教委に上がってきても、当然町教委もそうですが、当たり前なんですけれども、教育委員会の判断は確実に被害の生徒をどう守るかというところで、公にすることは一切ありません。それが当たりの形になっていますので、まず学校側がこれを何らかの形で、大きな性被害に関わる行動だと認識を学校全体がしなかったことに大きな問題がありますね。確実にこれは教育委員会への相談、あるいは報告案件であるのはもう当たり前の話です。さらにどう動くか。今後の動きについても教育委員会と相談をしながら学校は動かなければならないという事案です。

マニュアルについては、葉山の単独のものはないですよ。文科マニュアルがありますので、どこの町村についても、基本文科マニュアルを準用させていただいていると考えていただければ、それでよろしかろうと思います。

ですので、今回のご質問の中の重要な点というのは、やはり学校内で勝手な判断的なものをしてしまった、これ簡単に言うと、違う例でもそうですが、初動ミスです。どこの段階で、自分たちがどう判断をするのか、管理職の判断ミスとしかこれは言いようがないですね。管理職がそのままきちっと教育委員会に相談をする、あるいは事例報告をしたならば、確実にこうなさいという指令がすぐに落ちてきますので、勝手な形でホームルームで何かをするだとか、本当あり得ないということだと思いますので、これが全国の学校で起きるかという、そんなことはあり得ないというのがケースであって、起きてほしくないですし、あったときには当然、これまでも違うケースでも、初動はしっかりと、さらに葉山では報告をしっかりとしなさいという話は繰り返し申し上げていますので、このようなことが起きない、これは断言しなければならないと思います。

2点目の成績評価ですが、概念論とすると、これまでも評価を出していけないわけではなかったんです。出していいんですが、これが正確に通知がされた、法的な部分でもこれを文科がしっかりと上げたということになりますので、まずそこが前提にあります。となると、さて、じゃあどうなのかという、各学校は学校に来ていないお子さんを、把握をまずしていると思います。どこに通っているのかというところまで本来把握をすべきだと思いますが、残念ながら、ご家庭のほうでコンタクトをしてくれるなという保護者の方がいらっしゃるのも事実ですので、そうなった場合にはそのご家庭の児童・生徒がどこに通っているかすら学校は認知できない場合があるというのも、これも一つのケースです。

さて、そこから先なんですけど、根本は各学校に通っている、これはフリースクー

ルでも結構だと思います。どこでも構わないんですが、先ほど申した3要件に当たるか当たらないかということ、これは保護者側も理解をすべきだと思いますし、その中で通っているところと相談をした上で、いわゆる3項目しっかりできてるよねという形のときに、保護者側のほうから成績を出してくださいという申告を多分するところからスタートになると思います。ですので、全てに対して学校が評価をつけるということではないんですね。申告をしていただいて、かくかくしかじかなので、成績を出していただきたい。については、当該の関係団体、あるいはフリースクール含めたところと学校から連絡を取っていただきたいというところの要請が行かないと、学校は動きようがないというところが実態だと思います。

ですので、これについても様々な形で学校に行けていないお子さんの、ご本人あるいは保護者の方がこれを理解していないと、いつの間にやら、終わっちゃったよ、成績処理できてないよという話になってしまうことがあるということ。さらに言うと、インターの場合には、ほぼインターの部分でのカリキュラムが明確に存在しているインターが多いので、全部とは言いません。なので、当該の教科に係る教育課程をお持ちの場合が多いです。ですので、評価を出してくださいと言われた場合は出すのが筋だと思います。これは変な話ですけども、高等学校でもあちらこちらから、突然転籍をしたいと言って、学校を転校してくる場合があるんですよ。その場合は、他県においても、簡単に言うと教育課程全然違いますので、それをどうやって卒業要件に持っていくかというのは、高校は慣れていますが。義務の場合はなかなかそういうことがこれまでなかったもので、初めてに近い形で、学校としてはどうしたらいいんだということでお悩みかと思いますが、これも校長先生方にお渡ししてありますので、業務レベルとしてしっかりと話をさせていただいて、今後これに対応できるようにということで準備をしていただいているところだとは思いますが。

清水委員) ありがとうございます。8月29日に出たばかりの通知なので、具体的対応はこれからだと思いますが、私として心配するのが成績評価の作成が保護者の申告がスタートだと、成績を来週までに急に欲しいということも多々あるのではないかと思います。そうすると現場の先生方も混乱されますし、準備不足や、急な業務負荷が起こると想像できます。今後成績評価作成の要望が見込まれるので対応をご準備いただきたいと思います。

教育長) 恐らくしっかりとした形で、全保護者の方々には、学校側からこういうことになってますよということを周知をしていくことをしないと分からないと思うんですよ。疑問があればお問合せくださいという形にしていかなければならないので、学校がやるべきなのか、教育委員会が全保護者に対してやるのか、ちょっと今後相談させていただきますが、それなりにやっていくべきところがあるんでしょうねと考えますので。ご指摘ありがとうございます。

清水委員) よろしくお願いたします。

教 育 長) ほかに何かご質問ございますでしょうか。よろしいですか。
ご質疑がなければ、これにて質疑を終結させていただきます。
以上、教育長の報告事項については、これをもって終了といたします。

(その他)

教 育 長) 日程第3「その他」についてを議題とさせていただきます。
その他、各課からも特になしということで大丈夫ですかね。各委員のほうから何かございますでしょうか。鈴木委員、お願いします。

鈴 木 委 員) 24 時間子ども SOS ダイアルって知ってるよね。これ一部学校はタブレットにインストールしてあるらしいのね。葉山は。

教 育 長) 学校に指導はしてないですよ。

学校教育課長) してないと思います。

教 育 長) そうですね。学校にこれを入れたほうがいいよと、タブレットに入れていることは現状ないと思います。

鈴 木 委 員) 入れたほうがいいんじゃないかなとちょっと思うところがあるんだけど、そんな必要ないものなんですか。ちょっとこのところがよく分からない。学校によっては入れるところが結構あるんですよ。だから、タブレットあればすぐできると。

下 位 委 員) 仕組みとしては、教育委員会側でこのアイコンを全てのタブレットに配置するというのはリモートで設定することはできるので、学校なり、教育委員会がそういうふうによろうという方針になれば、手段としては簡単にできると思います。やるべきかどうかの判断は確かにちょっと難しいかもしれないですね。

鈴 木 委 員) これぜひね、濱名課長にぜひ検討してほしいなど。手元にあるものでできるというのは、電話したりね、フリーダイアルですということは今ほとんどないので、これも一つの考え方としてはあるのかなって。今、下位さん言ったように、するかどうかのよしあしはあると思うんですけど、僕は検討する余地はあるのかなと思うんで、ぜひ一度検討していただきたいなと思ったんです。

教 育 長) これについては教育委員会内で、現実的な作業のことは大した話ではないので、それ自体を導入するかどうか、子どもたちにとってこれは有益なのかどうかということも含めて検討させていただきます。

鈴 木 委 員) よろしくお願いいたします。

もう1つ。これも教育長にお願いなんですけど、小学校でのAED講習を必修化してほしいということで、今、文科のほうに、13年前に急死した子どもさんのご家族が、学校の指導要領に入れてほしいと言っておられるようですね。これについて文科大臣は早急に検討しましょうと言ってるそうなんですけど、現在葉山で、小学校の子どもたちがこのAEDの講習というか、それを受けているか聞きたいんです。

教 育 長) AED講習は現在小学校・中学校必須で子どもたちやってますでしょうか。学校

教育課長、お答え願えれば。

学校教育課長) 子どもたちに関しては実施していないと思います。先生は年に1回AEDの設置場所の確認や講習を行っております。中学校に関しては、数年前に葉山中学校でそういった講習を行ったということは聞いています。それから、保健の教科書に、コラム的にAEDの使い方とか知識として学ぶページはあるので、そういった中で学習しております。実際にAEDを直接手順に従って操作したりすることは、恐らくやってないと思われま。

鈴木委員) これはぜひ教育長にお願いですけど、必須になるかどうかは別なんですけど、私はやることの一つの考え方としてありかなと思ってる場所があります。実は私、マンションの理事をやっているんですけど、マンションの場合、時々やるんですけど、私は怖くてなかなか最初手出せなくてですね。理屈は分かってるんですけど、こうやってやるんですけど、消防の人が来てやっていただいたんですけど、自分でやってみると結構怖くて自信がないんで、今でも。もう何度も講習受けたんですけど。ぜひ子どもたちも、それは頭の中じゃなくて講習する機会、本当にもう周りに自分たちしかいないというときに、やっぱり非常に効果高いんですね、救命に聞いた限りでは。講習受けてるか受けてないかで、とっさの判断ができるんじゃないかなと。小学校1年、2年、3年生ぐらいは難しいんでしょうけど、もう4年、5年、6年ぐらいになればね、特に5、6年になれば、実地でやってほしいと。本で勉強するんじゃないでね。これちょっと怖いんですね。そんなことがあったので、今現在そういう要請が遺族の方から出てるということがあるということで、文科も考えましようと言ってるそうなんですけど、ぜひ葉山でも率先してやっていただけるようお願いできればなと思います。よろしくをお願いします。

教 育 長) 分かりました。AEDについては、多分高等学校は全生徒に対してではなくて、部活動の生徒は必須で受講しています。消防と話をしたりとか、それから葉山のロータリークラブさんも積極的にいろんな形でAEDについてはいろんなことをやったださってますので、相談次第だなと思ってます。何年生にどうしようかとかいうところについては、全員悉皆はなかなか難しかりうとは思いますがけれども、特にやはり一定の子たちがある程度AEDを操作できるというのは、鈴木委員、怖いっておっしゃってますけど、僕も駆でしたかね、1回、AEDかけたことありますけど、これ教員のときに毎年やってますので、別にそのとおりにやればそのまんま動きますので、何にも怖くないんですけど、やったことない人たちはね、どうしていいか分からないってことがあると思いますので。これもちょっと校長会議とも相談させていただいて、できるだけ子どもたちにもAED、物を見てもらって、やっってもらおうということも今後必要になってくると思いますので、それもちょっと検討させていただければと。

鈴木委員) ひとつよろしくをお願いします。

教 育 長) 下位委員、お願いします。

下 位 委 員) コロナ前は、葉山ロータリークラブとハートセンターが協力をして、葉山中学校体育館で生徒に講習をやっていたと思います。教師向けの講習もあったような気がします。正確なところは、確認しておきます。

教 育 長) コロナ禍で一旦止まっていますが、今年になってからロータリーから話がありましたので。実施したかどうかの最終的なこと聞いてないですけども、予定項に入っているとすることはロータリーのほうから伺っています。

下 位 委 員) 全校にやっているんですか。

教 育 長) オーダーですね。

下 位 委 員) あ、なるほど、なるほど。失礼しました。

教 育 長) よろしいでしょうか。ロータリーの関係は、毎年会長さん替わるとご挨拶に来られますし、今年もAEDの話されていまして、またそれをどこで、葉山中だけではなくて、ほかでもできますかって話だとか、当然ハートセンターだったり、消防とかと連絡取りながら、やろうと思えば、それはすごく重要なことなのでやっていただけることは多いと思いますので、相談させていただければと思います。

下 位 委 員) よろしくお願いします。

教 育 長) ほか、何かいかがでしょうか。下位委員、お願いします。

下 位 委 員) 質問させてください。教育系の無線LANを増設する話があったと思うんですけども、あれは完了したんでしょうかという質問です。

教 育 長) 無線LANの配備、それから設置は完了していますかというお尋ねですが、瀨名課長、お願いします。

学校教育課長) 完了しております。

下 位 委 員) ありがとうございます。

教 育 長) 一定のところ何とかこれで、ほぼほぼどこでもつながる状況に近いことにはなったということなので、あとはアセスメントとしてしっかりとつながるようにということですね。

下 位 委 員) ありがとうございます。

教 育 長) ありがとうございます。ほか、いかがでございましょうか。よろしいですか。そうしましたら、主な行事予定について、教育部長のほうからお話をさせていただきます。よろしくお願いします。

教 育 部 長) 10月8日(金) 県町村教育長会総会

7日(月) 楽校改革戦略会議

定例校長会議

16日(水) 定例教育委員会

19日(土) 運動会(上山口小)

10月16日の定例会の予定はよろしいでしょうか。

よろしければ、16日、10時から定例教育委員会ということでよろしくお願いたします。

(閉会宣言)

教 育 長) それでは、以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて閉会とさせていただきます。

時刻は11時32分です。ありがとうございました。